

本センターの看護師特定行為研修は、文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定されました。(平成29年4月以降実施する研修が対象)  
「職業実践力育成プログラム(BP)」制度とは、大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として文部科学大臣が認定するものです。

プログラムの概要およびコースは次のとおりです。



## ◎ プログラムの概要

看護師特定行為研修は、特定行為に係る看護師の研修制度(保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行)に基づく看護師の養成を目的としています。

本研修は、e-learningによる講義、演習、実習により行われ、標準1年で修了できる構成になっています。まずは半年間、共通科目(必修)で基礎的知識を学び、筆記試験および実技試験合格後、特定行為区分別科目(選択)の実習に進みます。最終的に特定行為区分別科目の実技試験に合格すると、本研修を修了したこととなり、厚生労働省指定の修了証と履修証明書を交付します。

本研修を受けることにより、国の定める特定行為について看護師が手順書(医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電子的記録)に基づいて実施できる能力を身につけることができます。

## ◎ コース紹介

### ◆ 看護師特定行為研修(急性期)

研修期間	1年
修得できる能力	呼吸器関連、循環器関連、栄養に係るカテーテル管理関連、創傷管理関連、動脈血液ガス分析関連、感染に係る薬剤投与関連、循環動態に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

### ◆ 看護師特定行為研修(慢性期)

研修期間	1年
修得できる能力	呼吸器(人工呼吸療法・長期呼吸療法)関連、ろう孔管理関連、創傷管理関連、動脈血液ガス分析関連、透析管理関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

### ◆ 看護師特定行為研修(術後回復期)

研修期間	1年
修得できる能力	呼吸器(人工呼吸療法)関連、循環器関連、胸腔ドレーン管理関連、腹腔ドレーン管理関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創傷管理関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連

### ◆ 看護師特定行為研修(在宅)

研修期間	1年
修得できる能力	呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、ろう孔管理関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢神経留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創傷管理関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、皮膚損傷に係る薬剤投与関連

\* 文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム(BP)」のBP申請(様式1)、(様式2)はこちらをご覧ください。 <https://www.jichi.ac.jp/tokutei/file/bp.zip>